

補助金額

婚姻日が2024年1月1日～2025年3月31日までの
ご夫婦が対象です

ご夫婦の 所得合計 ※1	500万円 未満		500万円 以上
ご夫婦ともに 婚姻日の年齢 ※2	29歳以下	39歳以下	39歳以下
補助金の 上限額 ※3	60万円	30万円	15万円

※1 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。

※2 婚姻日が誕生日の方は、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

※3 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

対象になる経費

2024年4月1日～2025年3月31日までの間に支払いが完了した
結婚に伴う以下の経費

(補助金の上限額が15万円の対象の世帯は、2024年1月1日～2025年3月31日までの期間となります)

- 引越費用 (引越し業者等又は運送業者等へ支払った費用)
- 住宅賃借費用 (賃料、敷金、礼金、仲介手数料等)
(勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、住宅賃借費用より差し引きます)
- 住宅の購入費用 (土地の取得費用は除きます)
- 住宅のリフォーム費用
(倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の
家電購入費・設置に係る費用を除きます)

申請期間

2024年4月1日～2025年3月31日

提出書類が揃い次第の受付となります。

予算に限りがあるため申請期間中でも受付を締め切る場合があります。

申請に必要な書類等は、
松茂町ホームページをご覧ください。

